

令和2年小野町議会定例会6月会議

議事日程（第3号）

令和2年6月15日（月曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第33号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第3号）
〔討論、採決〕
- 日程第 4 議案第34号 小野町中小企業及び小規模企業振興基本条例について
〔討論、採決〕
- 日程第 5 議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第11まで同じ〕
- 日程第 6 議案第36号 小野町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第37号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第38号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第39号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第40号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第42号 郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について
〔討論、採決〕
- 日程第13 議案第43号 町有財産の無償貸付について
〔討論、採決〕
- 日程第14 請願・陳情の採択、不採択の決定

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

（追加）

- 追加日程第1 議員提出議案第 3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第2 議員提出議案第 4号 議員派遣について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第3 議員提出議案第 5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

出席議員（12名）

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
5番	渡邊直忠君	6番	会田明生君
7番	吉田康市君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	10番	久野峻君
11番	竹川里志君	12番	田村弘文君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	吉田浩祥君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井一一	次長	二瓶淳
書記	清水綾子	書記	佐藤理恵

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和2年小野町議会定例会6月会議第6日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和2年小野町議会定例会6月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和2年小野町議会定例会6月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う町民生活及び地域経済への影響などに鑑み、町特別職

の職員の令和2年6月に支給する期末手当について減額を講ずるものであり、町長は100分の50、副町長及び教育長は100分の20を減額するものであります。

本案について、減額する額の判断基準について質疑がありました。

次に、議案第36号 小野町税条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、段階的に施行されることに伴い、小野町税条例の関連する条項について所要の改正を行うものであります。

本案について、電子たばこ等の課税方法について質疑がありました。

次に、議案第37号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、税務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改正されたことに伴い、小野町固定資産評価審査委員会条例の関連する条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号 小野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、法律の改正に伴う政令の改正により、マイナンバーの通知カードの廃止の日が令和2年5月25日と定められたことから、小野町手数料徴収条例の関連する条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号 小野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、小野町国民健康保険税条例の関連する条項について所要の改正を行うものです。

本案について、限度額適用世帯数及び県内市町村の保険料について質疑がありました。

次に、議案第42号 郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議について、企画政策課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、平成31年1月に締結した郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、現在は災害に備えた相互応援体制の構築とされていますが、近年、気候変動に伴う災害が増加し、被害が甚大化していることから、災害発生時に即時かつ柔軟な支援体制を整えることを目的として、災害発生時の相互支援等を明記するものであります。

本案について、既存の災害相互応援協定との関係について質疑がありました。

次に、陳情第2号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について、教育課長に出席を求め、参考意見を聴取し、審査した結果、全委員異議

なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、全額国庫負担の交付金事業として行われ、令和2年度も30億円が予算化されている被災児童生徒就学支援等事業について、対象となる全国各地に避難している子供たちに引き続き支援が必要であるとして、令和3年度においても事業を継続し、必要な財政措置を行うよう、関係機関に対し意見書の提出を求めるものであります。

以上が、令和2年小野町議会定例会6月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

6番、会田明生委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 会田明生君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（会田明生君） 令和2年小野町議会定例会6月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第34号 小野町中小企業及び小規模企業振興基本条例について、産業振興課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地域振興に重要な役割を担う中小企業及び小規模企業の持続的な発展のため、町と地域の各関係機関が連携・協力し支援を行っていくことが重要であることから、新規に条例を制定し、中小企業及び小規模企業の振興策を総合的に推進するものであり、公布の日から施行するものであります。

本案について、町事業者の受注機会の確保や組織に所属していない事業者の意見聴取方法について質疑がありました。また、具体的な施策を実施するよう意見がありました。

次に、議案第40号 小野町介護保険条例の一部を改正する条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容としましては、消費税率の引上げに伴う財源を活用した社会保障の充実策の一つとして、介護保険の第1号被保険者の保険料について、低所得者の軽減を強化し、軽減割合を引き上げるために関連する条項を改正するものであり、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第41号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和4年4月の公私連携幼保連携型認定こども園の開園に伴い、町が教育・保育面に一定の関与を保てるよう、整備・運営する事業者へ町職員の派遣を予定していることから、公益的法人等への職員の派遣等

に関する条例で定める職員を派遣することができる団体として、認定こども園の整備・運営事業者である社会福祉法人啓誠福祉会を追加するものであり、公布の日から施行するものであります。

本案について、派遣職員の処遇等に関する質疑がありました。

次に、議案第43号 町有財産の無償貸付について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、前述した公私連携幼保連携型認定こども園について、就学前の教育・保育、子育て支援の充実を図るため、一元的に幼児教育・保育を提供する施設の用地として活用することを目的として、事業者である社会福祉法人啓誠福祉会に対し、小野町大字谷津作字谷津98番1に所在する宅地1万2,222.09平方メートルを無償貸付けするものであります。

本案について、有償で貸し付けた場合の金額や貸付け期間の設定理由等について質疑がありました。

以上が、令和2年小野町議会定例会6月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第33号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第33号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第33号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第33号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第3号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり

り決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第33号 令和2年度小野町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第4、議案第34号 小野町中小企業及び小規模企業振興基本条例についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第34号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第34号 小野町中小企業及び小規模企業振興基本条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号～議案第41号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第41号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてまで7議案を一括議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第35号～議案第41号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第35号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第41号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてまで7議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号から議案第41号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第12、議案第42号 郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第42号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第42号 郡山市と小野町との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約の締結に関する協議についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第13、議案第43号 町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第43号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第43号 町有財産の無償貸付についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第14、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

総務文教常任委員会委員長より報告のあった、陳情第2号 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書については「採択」とする総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号については採択とすることに決定いたしました。

暫時休議といたします。

これより、追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時53分

○議長（田村弘文君） ただいま、追加議事日程及び議員提出議案第3号から議員提出議案第5号までの議案を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、8番、宗像芳男議員の説明を求めます。

8番、宗像芳男議員。

〔8番 宗像芳男君登壇〕

○8番（宗像芳男君） 議員提出議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条の規定により、下記のとおり提出する。

令和2年6月15日提出。

提出者、宗像芳男、賛成者、竹川里志、同じく水野正廣、同じく会田明生、同じく先崎勝馬、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、新型コロナウイルス感染症対策に伴う地域経済への影響及び町の財政状況に鑑み、令和2年6月に支給する議会議員の期末手当の減額措置を講ずるため、本案を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第4号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第4号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 議員派遣について、5番、渡邊直忠議員の説明を求めます。

5番、渡邊直忠議員。

〔5番 渡邊直忠君登壇〕

○5番（渡邊直忠君） 議員提出議案第4号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和2年6月15日提出。

提出者、渡邊直忠、賛成者、先崎勝馬、同じく水野正廣、同じく会田明生、同じく緑川久子、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第4号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第4号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第5号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第3、議員提出議案第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について、4番、先崎勝馬議員の説明を求めます。

4番、先崎勝馬議員。

〔4番 先崎勝馬君登壇〕

○4番（先崎勝馬君） 議員提出議案第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な

就学支援を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和2年6月15日提出。

提出者、先崎勝馬、賛成者、水野正廣、同じく竹川里志、同じく宗像芳男、同じく渡邊直忠、同じく會田百合子の各議員であります。

提案理由、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和3年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことが必要と考えられることから、地方自治法第99条の規定により、復興大臣ほか関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第5号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第5号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第5号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第5号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第5号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会6月会議に付議された事件は、全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 今定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態が解除されたものの、まだ終息には至っていない状況の中での開催となりました。

感染拡大を予防する新しい生活様式の定着が求められている中、感染リスクを極力回避する観点から、皆様のご協力により、原則マスク着用での対応や、従来の夜間議会による一般質問を日中に行うとともに、傍聴席での十分な座席間隔の確保を図るなどの対応を行って参りました。

このような中、一般質問や各委員会での議案審議など、議員各位、町執行部の皆さんには、連日のご精励、誠にありがとうございました。

町執行部におかれましては、今定例会での議員各位の発言の趣旨を十分にご理解いただきますとともに、今議会を含め議決となった三度にわたる補正予算について早期に執行をしていただき、引き続き、新型コロナウイルス感染症についての感染予防と経済対策の両面において、なお一層のご奮闘をいただきたいと思います。

季節も本格的な梅雨、更には酷暑の時期を迎えます。議員並びに町執行部の各位におかれましては、ご自愛の上、それぞれの立場で更なるご活躍をいただけますことをご期待申し上げ、閉会に当たってのご挨拶といたします。

定例会6月会議のご精励、誠にありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和2年小野町議会定例会6月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、一般会計補正予算案1件、条例制定案1件、条例の改正案7件、連携協約の変更案1件、財産の貸付案1件、人事案10件の議案合計21件のご提案のほか、繰越明許費繰越の報告1件をご報告申し上げたところですが、議員の皆様には、連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決をいただきまして誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、委員会審議の過程でいただきました議員各位からのご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めて参ります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染の防止を最優先といたしまして、引き続き、各種対策に取り組んで参ります。併せて、地域経済への影響を考慮いたしまして、国・県等の情報を的確に把握いたしまして、町内の事業所の皆様の経済活動と町民の皆様の日常活動を支援するための対策に取り組んで参ります。

また、町が持続・発展し続けるために、町の将来をしっかりと見据えまして、未来へおのまち総合計画の主要プロジェクトを中心として、人口対策に取り組んで参る所存でありますので、今後とも忌憚のないご意見やご指導、ご協力をお願いしたいと存じます。

簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時09分